

## 一般競争入札による市有財産の売払いについて（公告）

下記のとおり市有財産の売払いについて魚沼市財産処分実施要綱（令和7年告示第136号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき一般競争入札を行います。魚沼市財務規則（平成16年魚沼市規則第49号。以下「財務規則」という。）第138条の規定に基づき公告します。

令和8年6月25日

魚沼市長 内田 幹 夫

### (1) 物件の表示

物件番号	物件名	所在地	区分	地目	地積 (㎡)	最低入札 価格 (円)
8売土 第2号	下島空家解体 跡地	魚沼市下島字中 田1006番2 (市道下島20号線 添い宇賀地小学 校付近)	土地	宅地	303.6㎡	¥1,760,000-

### (2) 注意事項

- ア 落札物件は、**現状有姿のまま**で譲渡しますので、必ず現地を確認の上、お申し込みください。管理状態等についての保証はできませんので、あらかじめご了承ください。
- イ 落札物件について、入札前における説明後、地中埋設物や面積の不足等の隠れた瑕疵が発見されても、買主に対して瑕疵担保責任を負わない契約とし、それを理由とした契約の解除又は瑕疵担保請求はできませんのであらかじめご了承ください。

(1) 日 時 令和8年7月7日（火）午後3時00分から午前3時10分まで

(2) 場 所 魚沼市下島字中田1006番2(市道下島20号線添い宇賀地小学校付近)

※希望する場合は、7月3日（金）午後3時までに総務政策部管財課管財係(025-792-9211)にご連絡ください。

住所要件	魚沼市内に住所を有する者	
魚沼市財産処分実施要綱第6条に規定する資格要件 (①から⑤の要件を満たしていること。)	①	暴力団(魚沼市暴力団排除条例(平成23年魚沼市条例第31号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
	②	市税を滞納していないこと。
	③	宗教活動又は政治活動を行うことを目的として財産を取得する者でないこと。
	④	公序良俗に反する行為又は違法な行為を行うことを目的として財産を取得する者でないこと。
	⑤	転売を目的として財産を取得する者でないこと。ただし、建売住宅販売業等を営む市内不動産業者を除く。

- (1) 入札参加申込 一般競争入札参加申込書、身分証明書\*の写しを1部提出(持参)してください。  
\*個人の場合…住民票の写し(※3ヶ月以内のもの)  
\*法人の場合…法人登記事項証明書の写し(コピー可)
- (2) 提出先 〒946-8601 魚沼市小出島910番地  
魚沼市役所 総務政策部管財課管財係(本庁舎、TEL025-792-9211)
- (3) 入札参加申込期限 **令和8年7月10日(金)午後3時**
- (4) 受付期間 入札公告の日から入札参加申込期限(土・日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時00分まで

- (1) 日 時 **令和8年7月15日(水)午前10時15分**
- (2) 場 所 魚沼市小出島910番地 **魚沼市役所 本庁舎3階 303会議室**

#### 一. 持参していただくもの

- (1) 入札書 必要事項をご記入の上、必ず記名押印ください。
- (2) 委任状 法人の代表権のない方や、個人の方で代理人が入札する場合に必要ななります。
- (3) 印鑑 入札参加申込書に押印したもの。代理人入札の場合は、委任状に押印した代理人印と同じもの。(委任者の印鑑は不要)
- (4) 身分を証明できるもの 本人又は委任者と証明できるもの(例:運転免許証の写し等)
- (5) 筆記用具 黒色又は青色のボールペン又は万年筆

#### 二. 注意事項

- (1) 入札書は、入札場所において直接提出(郵送不可)してください。

- (2) 入札参加申込後であっても、入札を辞退できます。この場合は、書面で届け出てください。
- (3) 代理人出席の場合は、委任状を提出してください。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- (5) 入札参加者は、各個人及び各法人とも1名を超えて入札会場に入室できません。
- (6) 入札開始後に入札会場に到着した場合は、入札に参加することができません。
- (7) 入札に当たっては、関係法令及び魚沼市財務規則を遵守してください。
- (8) 入札書用封筒は、不要です。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね2人以上の代理をした入札
- (9) 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (10) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (11) その他必要事項を確認できない入札

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができません。

- (1) 有効な入札を行ったもののうち、最低入札価格以上で最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定します。
- (3) 落札者については、その決定と同時に、入札会場に入札者全員に口頭で周知します。

- (1) 落札者は、入札実施日から7日以内に、市有財産売買契約書により売買契約を締結します。
- (2) 落札した物件の売買代金は、契約締結後に魚沼市が発行する納入通知書により、指定期日までに全額納入してください。

- (1) 落札した物件の所有権は、当該代金の支払いが完了したときに移転します。
- (2) 落札した物件の所有権移転登記の手続き等は落札者が行うこととします。また、これに係る一切の費用は、落札者の負担とします。所有権移転登記時に登録免許税がかかります。
- (3) 所有権移転登記が完了した場合は、速やかに、登記完了証（コピー可）を提出してください。

- (1) 落札物件の引渡しは売買代金納付後に行うものとし、引渡し後の物件の管理及び形状の変更等にかかる一切の費用は、購入者が全責任を負うものとし、落札物件の契約額に関わらず、課税標準額を基に所定の税率を乗じた不動産取得税及び固定資産税が賦課されます。
- (2) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことができない理由により、売買物件の滅失、棄損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (3) 入札結果については、「入札結果及び契約締結結果の公表」に基づき、入札者の氏名等を公表します。
- (4) 未落札物件については、要綱に基づき予定価格を減額し2回目の入札を行います。ただし、市の都合により変更する場合があります。
- (5) 本公告等について質問がある場合は、市のホームページから質問書をダウンロードしていただき、照会先へ期限までに、質問書の持参、Eメール、FAXのいずれかで提出してください。
- ア 照会先 魚沼市役所総務政策部 管財課 管財係（本庁舎2階）電話：792-9211 FAX：792-9500  
Eメール：kanzai@city.uonuma.lg.jp
- イ 照会期限 令和8年7月7日（金）午後5時  
※質問書には必ずFAX番号又はEメールアドレスを記載してください。
- ウ 回 答 質問に対する回答は、令和8年7月13日（月）に全申込者へEメールで回答します。